

議案第 28 号

目黒区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

目黒区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月目黒区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明） 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第50号）の施行に伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表 ( \_\_\_\_\_ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(職員)</p> <p>第10条 (現行に同じ。)</p> <p>2 (現行に同じ。)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1)～(10) (現行に同じ。)</p> <p>4・5 (現行に同じ。)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1)～(10) (省略)</p> <p>4・5 (省略)</p>